

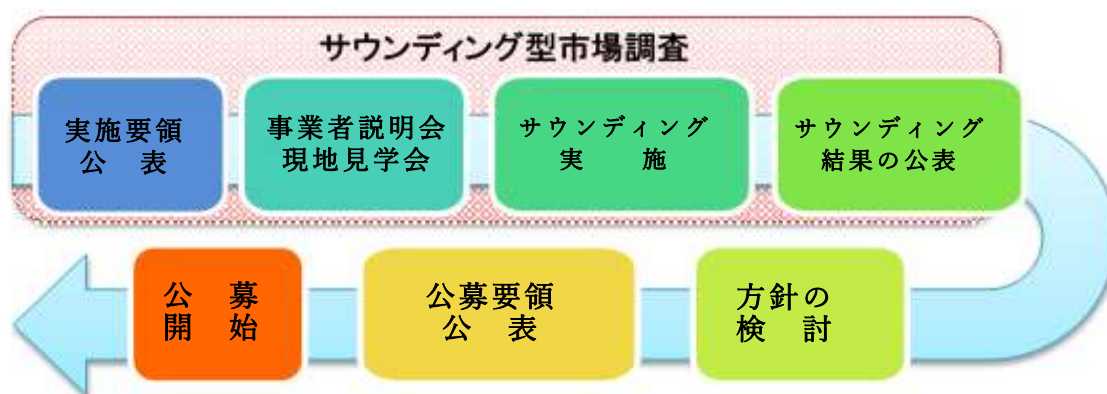
君津市神門コミュニティセンターサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

神門コミュニティセンターは温泉入浴施設付きの公共施設であり、地域住民の連帯感や心の触れ合いの場を目的として設置され、地域の交流の場として活用されてきました。

現在、利用者の減少や施設の老朽化といった課題が存在するなか、源泉が安定して湧出し、今後も活用が見込める当施設の有効活用を検討するにあたり、事業者から広く意見や提案を求め、参加者との「対話」を通じて、有効活用策を把握することを目的とし、サウンディング型市場調査を実施します。

2 サウンディング型市場調査の流れ



3 スケジュール

	内 容	日 程
1	実施要領の公表	令和8年 7月27日（月）
2	サウンディング参加受付期間	令和8年 7月27日（月）から 令和8年 8月31日（月）まで
3	現地見学会の参加申込期限	令和8年 8月 6日（木）まで
4	現地見学会	令和8年 8月10日（月）及び 令和8年 8月21日（金） ※両日とも同じ内容になります
5	質問書の受付期間	令和8年 8月21日（金）まで
6	提案書の受付期間	令和8年 7月27日（月）から 令和8年 9月11日（金）まで
7	サウンディング（個別）の実施日	令和8年 9月29日（火）、 令和8年10月 7日（水）及び 令和8年10月13日（火）
8	サウンディング結果の公表	令和9年1月（予定）

4 調査対象施設の詳細

別紙物件調書のとおり

5 サウンディングの内容

- (1) 事業概要（事業内容、事業手法、利用者層、温泉入浴施設としての利活用など）
- (2) 財産の活用方法（主に温泉施設としての活用）
- (3) 事業実施により想定される地域への波及効果
- (4) 事業参画に当たって市に求める条件や懸念事項、事業期間に関する事項

6 サウンディングの対象者

サウンディングに参加することができる者は法人とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、参加事業者として認めないこととします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 参加申込書提出時点で、君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続中の者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は君津市暴力団排除条例に該当する者
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

7 参加申込手続

(1) サウンディングの実施

参加希望者とサウンディングを実施します。

ア 申込方法

・令和8年8月31日（月）午後5時15分までに、別紙1「サウンディング参加申込書」に必要な事項を記入の上、下記送付先にメール、郵送又は持参にてお申し込みください。

※持参いただく場合は、あらかじめ下記連絡先にお電話いただき、午前9時から午後4時30分までの間にお越しください。（土日祝日を除く）

送付先：〒299-1192 君津市久保二丁目13番1号
君津市市民生活部市民生活課

メール：jichi@city.kimitsu.lg.jp

電話番号：0439-56-1565

・サウンディング参加申込書の様式は、市のホームページからダウンロードが可能です。

- イ 対話の実施 令和 8 年 9 月 2 9 日（火）、1 0 月 7 日（水）、
1 0 月 1 3 日（火）の 3 日間のうち、希望する日程
で行います。
君津市役所 本庁舎 会議室
※実施日時及び会議室の詳細等は、参加希望者へ別途
ご連絡します。
※W E B 対応可。
- ウ その他 対話時間の目安は、1 事業者当たり 3 0 分から 6 0 分と
し、個別に実施いたします。
参加人数は 1 事業者につき 4 名まででお願いします。

(2) 現地見学会

令和 8 年 8 月 6 日（木）午後 5 時 1 5 分までに、別紙 2 「現地見学会参
加申込書」に必要な事項を記入の上、下記送付先にメール、郵送又は持
参にてお申し込みください。

※持参いただく場合は、あらかじめ下記連絡先にお電話いただき、
午前 9 時から午後 4 時 3 0 分までの間にお越しください。（土日祝日を
除く）

送付先 : 〒299-1192 君津市久保二丁目 1 3 番 1 号
君津市市民生活部市民生活課

メール : jichi@city.kimitsu.lg.jp

電話番号 : 0 4 3 9 - 5 6 - 1 5 6 5

日時・場所

開催日	集合時間	集合場所
令和 8 年 8 月 1 0 日（月）及び 令和 8 年 8 月 2 1 日（金） ※両日とも同じ内容になります	午前 1 0 時	神門コミュニティセンター

(3) 質問書の提出

ア 現地見学会での質問

現地見学会で質問の時間を設けます。ただし、即時回答しかねる質問に
ついては別紙 3 「質問書」により受け付け、後日回答します。

イ 書面による質問

令和 8 年 8 月 2 1 日（金）までを質問受付期限とし、別紙 3 「質問書」
による質問のみ受け付けます。質問書は、事務局へメールでご提出くださ
い。なお、電話や窓口での質問には応じられませんので、ご了承ください。

ウ 質問に対する回答の方法

現地見学会での質問も含め、質問に対する回答は市ホームページで公表
します。回答の公表をもって、本実施要領が修正し、または追加されたも
のとして、本実施要領と同様に扱うものとします。受付期間中であっても、

整理できたものから随時公表する予定です。

(4) 提案書の提出

別紙 4「提案書」を参考にご提出願います。(任意様式でも可)

また、会社概要がわかる資料の提出をお願いします。

ア 受付期間 令和 8 年 7 月 2 7 日 (月) から 9 月 1 1 日 (金) まで

イ 申込方法 令和 8 年 9 月 1 1 日 (金) 午後 5 時 1 5 分までに、下記送付先にメール、郵送又は持参にてお申し込み願います。

※持参いただく場合は、あらかじめ下記連絡先にお電話いただき、午前 9 時から午後 4 時 3 0 分までの間にお越しください。(土日祝日を除く)

送付先 : 〒299-1192 君津市久保二丁目 1 3 番 1 号
君津市市民生活部市民生活課

メール : jichi@city.kimitsu.lg.jp

電話番号 : 0 4 3 9 - 5 6 - 1 5 6 5

8 留意事項

- (1) 現地見学会、サウンディングへの参加に要する一切の費用(書類作成費、交通費等)は、参加者のご負担とさせていただきます。
- (2) 提出された資料については返却いたしません。
- (3) サウンディング(個別)は、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に行います。また、対話内容や提出資料を事業立案以外の目的で使用したり、外部に漏らしたりすることはありません。
- (4) サウンディングに当たって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止させていただきます。
- (5) サウンディングに不参加でも、今後実施する可能性のある事業者公募に参加いただくことは可能です。
- (6) サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話(文書照会含む。)やアンケート等をお願いさせていただくことがあります。
- (7) 実施結果の概要について、本市ホームページにて公表させていただきます。
なお、提案書等については、君津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる場合がありますので、ご留意願います。

9 問い合わせ・申し込み先

〒299-1192

千葉県君津市久保二丁目 1 3 番 1 号

君津市市民生活部 市民生活課

電 話 0 4 3 9 - 5 6 - 1 5 6 5

メール jichi@city.kimitsu.lg.jp

開庁時間 土日、祝日を除く午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで